

千葉県報

号外
令和8年10月16日

主要目次

規則

- 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則
- 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則
- 千葉県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則
- 千葉県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則
- 千葉県収入証紙規則を廃止する規則

一
一
一
一
二

規則

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月16日

千葉県規則第五十二号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年千葉県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表特例条例別表第六十四号上欄に規定する千葉県収入証紙の売りさばきに係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものの項を削る。

附則

この規則は、令和九年一月一日から施行する。

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月16日

千葉県規則第五十三号

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を

次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「については、当該申請等により得られた納付情報により」を「その他の知事が認める使用料等については」に改める。

第二条 使用料及び手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「については、」の下に「千葉県収入証紙規則を廃止する規則（令和八年千葉県規則第五十六号）による廃止前の千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）の規定による」を加え、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項ただし書を削る。

第三条 使用料及び手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

附則

この規則は、令和十年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和九年一月一日から施行する。

千葉県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月16日

千葉県規則第五十四号

千葉県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県漁港管理条例施行規則（昭和三十五年千葉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「納入方法、」を削る。

附則

この規則は、令和十年一月一日から施行する。

千葉県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月16日

千葉県規則第五十五号

千葉県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県港湾管理条例施行規則（昭和五十一年千葉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「納入方法、」を削る。

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事 熊谷 俊人

附 則

この規則は、令和十年一月一日から施行する。

千葉県収入証紙規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年十月十六日

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県規則第五十六号

千葉県収入証紙規則を廃止する規則

千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の千葉県収入証紙規則（以下「旧規則」という。）第五条第一項に規定する市町村が売りさばいた千葉県収入証紙に係る売りさばき手数料の交付及び旧規則第十四条に規定する報告書の提出については、なお従前の例による。

3 施行日以後に使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）第四条第一項の規定により千葉県収入証紙により納入する場合における納入方法及び消印については、旧規則第十五条及び第十六条の規定の例による。

4 旧規則第三条又は第四条第二項の規定により売りさばかれた千葉県収入証紙（消印されたもの又は著しく汚損し、若しくは毀損したものを除く。以下同じ。）は、令和十三年十二月三十一日までの間は、別に定めるところにより、これを知事又は地域振興事務所

の長に返還して現金の還付を受けることができる。

5 旧規則第六条又は第六条の二の規定により指定を受けた収入証紙売りさばき人が旧規則第七条第二項又は第三項の規定により買い受けた千葉県収入証紙は、施行日以後遅滞なく、これを知事又は地域振興事務所の長に返還しなければならない。

6 前項の規定により千葉県収入証紙を返還したときは、令和十三年十二月三十一日までの間は、別に定めるところにより、現金の還付を受けることができる。この場合において、旧規則第五条第二項の規定により交付してある売りさばき手数料については、還付した現金の額に相当する額を返納しなければならない。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八